

所得税確定申告及び町県民税申告相談のお知らせ

期 間：令和8年2月16日(月)～令和8年3月16日(月)

会 場：(前 半) 仁多庁舎 1F タウンホール

(後 半) 横田コミュニティセンター 1F 大ホール

相談時間：(午 前) 8時30分から11時00分

(午 後) 1時00分から3時30分

相談日程表は、
4ページをご
覧ください。

会場におけるマスクの着用は個人の判断でお願いします。

発熱や咳などの症状がある方、その他体調のすぐれない方はご来場をお控えください。

下記に該当する方は申告相談会場にお出かけいただく必要はありません。

【 申告相談にお出かけいただく必要のない方 】

① 収入が年金のみの方で、年金の支給額合計が400万円以下の方

※ただし、申告をする必要のない方でも、申告することによって控除を受けることができる場合もあります。

② 収入が1つの事業所からの給与のみで、事業所にて年末調整をされた方

③ 収入のない18歳未満の方

④ 大東税務署へ所得税確定申告書を提出された方

(インターネットによる確定申告(e-Tax)、郵送含む)

注 令和7年中に収入の全くなかった18歳以上の方（国民健康保険に加入している場合は16歳以上の方）、遺族年金・障害年金のみ支給を受けている方は役場窓口で申告をしてください。（詳しくは3ページをご覧ください。）

〈お問い合わせ〉 奥出雲町役場 税務課 町民税係

電話 52-2671 有線 20-4000 (内線 4252・4259)

～税務課からのお願い～

- 世帯を代表して申告される場合は、家族の方の資料もご持参ください。
- 申告相談を受けずに、ご自身で申告書を作成し提出いただいても構いません。申告書等は税務署から届き次第（1月中旬以降）横田庁舎（税務課）、仁多庁舎（タウンホール）に設置します。各種申告書等様式は国税庁ホームページにも掲載されています。
- 申告会場で役場職員が資料の仕分け、集計をすることはできかねます。申告される他の方をお待たせすることになるため、事前に準備をしていただきますようお願いします。

<申告会場に持ってきていただくもの>

申告には次のような書類が必要になります。皆さんの申告内容にあわせてご準備ください。

① マイナンバーカードまたは番号通知カードと本人確認書類

本人確認書類



マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。



マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

ご本人のマイナンバーを確認できる書類

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限ります。）

などのうちいずれか1つ



身元確認書類

記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類

- | | |
|---------|----------------|
| ● 運転免許証 | ● 公的医療保険の被保険者証 |
| ● パスポート | ● 身体障害者手帳 |
| ● 在留カード | などのうちいずれか1つ |

② 申告に必要な書類、証明書

- Ⓐ 給与源泉徴収票、公的年金源泉徴収票
- Ⓑ 収支内訳書とその根拠となる資料（農業、営業、不動産所得がある方）
- Ⓒ 過去3年において発生した株式の譲渡損失を本年に繰り越して申告される方はその金額がわかるもの

- ① 個人年金や生命保険の満期返戻金、建物更生共済の満期共済金を受け取られた方はその金額がわかるもの
- ② 生命保険、地震保険（旧長期損害保険）、国民年金などの控除証明書
- ③ 医療費控除がある方は、記入した医療費控除の明細書、医療費のお知らせ等
- ④ 雑損・寄附金などの控除がある方は、その領収書または証明書
- ⑤ 所得税の還付申告の方は、本人名義の口座番号がわかるもの
- ⑥ 障害者控除、特別障害者控除を申告される方は身体障害者手帳、療育手帳など障がいの程度がわかるもの【提示必須】

※ 身体障害者手帳等をお持ちでない65歳以上の方で、*障がいのある方と同等と認められる場合は、町長が発行する認定証を提示いただくことにより控除を受けることができます。

(*:要介護1～5の認定を受けておられる方、または医師により障がいをお持ちの方と同等と認められる方で、「寝たきり度」、「認知症自立度」の程度による)

※ 認定証の発行については、役場健康福祉課へお尋ねください。

国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料などの軽減等の決定のためには、町県民税の申告（「所得0円」の申告）が必要です。申告会場の混雑を避けるため、役場窓口で申告してください。

以下の①又は②に該当する方は役場窓口で申告してください

- ① 令和7年中に収入が全くなかった18歳以上の方
(国民健康保険に加入している場合は16歳以上の方)
- ② 収入が遺族年金・障害年金のみの方

申告期間 令和8年3月17日(火)～3月31日(火)（土日祝日を除く）

申告窓口 税務課(横田庁舎) 又は 町民課(仁多庁舎)

準備物 本人確認書類

国税庁のホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご利用になれば、所得税の申告書をご自身で作成することができます。作成した申告書は郵送で申告できますので大変便利です。

また、電子申告(e-Tax)を利用して申告をされると、添付資料が省略できるなどさらに便利です。是非ご利用ください。

青色申告、株式などの譲渡所得、住宅借入金控除等がある場合は、大東税務署へご相談ください。

大東税務署 電話：0854-43-2360

令和7年分所得税確定申告及び町県民税申告相談日程

申告期間 令和8年2月16日（月）～令和8年3月16日（月）

相談時間

午前8時30分から午前11時00分
午後1時00分から午後3時30分

下記の日程にてご都合のつかない方は、指定日以外でも構いません。
その場合、指定日の方が優先となります。ご承知おきください。
期間の後半は込み合いますのでお早めにお越しください。

月	日	曜日	午前 午後	自治会等	地区	会場	
2	16	月	午前	八代西部、八代本町、八代東部	布勢	仁多庁舎 1F タウンホール	
			午後	八代町、中村、馬馳下			
	17	火	午前	佐白町、上布施、馬馳上			
			午後	佐白、上三所西部、上三所中央、上三所東部、土屋			
	18	水	午前	上三成上、上三成中、上三成下、上本町、前布施	三成		
			午後	中町下、本町下、大正町、寺町、暮地、湯の原、石原・里田、角木・乙多田			
	19	木	午前	宮の町、朝日町、滝の上、矢谷団地、上高尾、尾白	三成		
			午後	下高尾、美女原、矢谷、下三所			
	20	金	午前	中湯野、久比須、谷奥、大内原、簾	亀嵩		
			午後	上分、西湯野、梅木原、高田			
	24	火	午前	亀嵩町、郡、琴枕			
			午後	真地、平、大上、下口、八幡			
	25	水	午前	川子原、奥湯谷上、奥湯谷下、小寄	阿井		
			午後	上町、福原、川東、鎧物屋			
	26	木	午前	米原、上阿井町、雲崎、堀山根	三沢		
			午後	上鞍掛、下鞍掛、三沢町、原田、四日市			
	27	金	午前	堅田、河内、大吉、上鴨倉、下鴨倉	全町内		
			午後	全町内（9地区）			
3	2	月	午前	旭、女良木、大馬木第2本郷	馬木	横田コミニティセンター 大ホール	
			午後	大馬木第1本郷、堅田・野伏、小馬木本郷			
	3	火	午前	矢入・中原、小森			
			午後	※午後は会場移動作業により申告相談休止			
	4	水	午前	代山、山郡、中畠、追谷	鳥上		
			午後	福頼、加食、角			
	5	木	午前	大市、大市西団地、中河原、新町	横田		
			午後	大曲、六日市、蔵屋			
	6	金	午前	馬場、やりめ、五反田			
			午後	稻田			
	9	月	午前	原口（中条上・中・下、梨ヶ峠上・下）、三井野、坂根、小八川	八川		
			午後	八川本郷、雨川			
	10	火	午前	中八川、土橋、古市			
			午後	反保、大原、本谷			
	11	水	午前	奥八川、大谷本郷（清水・下組・土居）、川西	農業法人 あり自治会		
			午後	山県、中丁、日向側、山根側			
	12	木	午前	樋口、原口（明田上・中・下、吉岡）、大谷本郷（吉ヶ口、後上、後下、杭木）			
			午後	全町内（9地区）			
	13	金	午前	全町内（9地区）	全町内		
			午後	全町内（9地区）			
	16	月	午前	全町内（9地区）			
			午後				